

# ～共生社会をめざして～ 障害者差別解消法 4月1日スタート!

Q. 障害を理由とする差別とは?

A. 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。  
例) 入店・入会・契約の拒否など



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、4月1日から施行されました。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会(共生社会)をつくることをめざしています。

Q. 「合理的配慮」とは?

A. 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明(※1)があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(※2)を取り除く必要があります。

また、どのようなことが合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。



<その他の合理的配慮(例)>



◆筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。

◆意思疎通が困難な障害者に対し、絵カードなどで意思確認する。

◆目的場所への案内の際、歩行速度を合わせ、前後・左右の位置取りについて、希望を聞く。など



(※1) 知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

(※2) 「社会的障壁」…障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指し、次のようなことが挙げられます。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

●「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
役所など	してはいけない	しなければならない
会社・お店など	してはいけない	するように努力

問合せ

☎ 958-1111

●福祉支援課(内線 1211)

●人権推進課(内線 1053)

## 「女性活躍推進法」施行されます

●問合せ ●人権推進課

☎ 958-1111(内線 1052)

●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)

この法律は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、次の3点を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

1

女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること



2

必要な環境整備により、職業生活と家庭生活との円滑で継続的な両立を可能にすること



3

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと



この施行により、常時301人以上の労働者を雇用する事業主は、

- ・自社の女性の活躍状況の把握と課題を分析
- ・「一般事業主行動計画」の策定・周知・公表・届出
- ・女性の活躍に関する情報公表

が義務付けられました。(常時雇用する労働者が300人以下の事業者は努力義務)